

教職員各位

令和2年4月6日

学長 田野 俊一

緊急事態宣言が発令された際の対応案について

新型コロナウイルス感染症への対応のため、政府における緊急事態宣言の発令により、都知事から緊急事態処置の要請を受けた場合は、教職員の出勤等について以下の対応を予定しています。詳細については緊急事態宣言が発令された後、改めてお知らせいたします。

○教職員の出勤について

在宅勤務を原則とする予定です。

真にやむを得ない場合にのみ出勤を認めることとする予定です。

(出勤を認める際の手続き等については別途お知らせします。)

○学生の登学について

原則として登学禁止とする予定です。

○キャンパス内への立ち入りについて

門は閉門し、守衛所により入構者の管理を実施する予定です。

○その他

図書館や生協等は閉館する予定です。